

令和3年11月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和3年12月7日～8日

場 所 第2委員会室

令和3年12月7日(火曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)
- 議案第3号 宮崎県税条例等の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 当せん金付証券の発売について
- 議案第15号 宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について
- 議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号)
- 請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願
- 請願第10号 私学助成の拡充・強化についての請願
- 請願第11号 消費税インボイス制度の中止を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第12号 宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについての請願
- その他報告事項
 - ・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和2年度の実績等について
 - ・令和2年国勢調査結果について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
 - ・第4次みやざき男女共同参画プラン(素案)に

ついて

- ・県立芸術劇場の天井耐震改修工事に伴う休館の予定について
- ・宮崎県犯罪被害者等支援基本計画(仮称)素案について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	安 田 厚 生
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	田 口 雄 二
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	冨 師 博 規

欠席委員(1人)

委 員	外 山 衛
-----	-------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	内 野 浩 一 朗
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活・文化祭担当)	矢 野 慶 子
総 合 政 策 課 長	大 東 収
広域関係推進室長	高 妻 克 明
秘 書 広 報 課 長	平 山 文 春
広 報 戦 略 室 長	佐 々 木 史 郎
統 計 調 査 課 長	小 園 浩 孝
総 合 交 通 課 長	高 橋 智 彦
中山間・地域政策課長	川 端 輝 治
産 業 政 策 課 長	甲 斐 慎 一 郎

生活・協働・
男女参画課長

山崎博信

交通・地域安全対策監

川越直海

みやざき文化振興課長

河野龍彦

国民文化祭・障害者
芸術文化祭課長

坂元修一

人権同和対策課長

後藤英一

情報政策課長

戸高広信

国民スポーツ大会
準備課長

井上大輔

総務部

総務部長

吉村久人

危機管理統括監

小田光男

総務部次長
(総務・市町村担当)

棧亮介

総務部次長
(財務担当)

渡久山武志

危機管理局長
兼危機管理課長

日高正勝

総務課長

佐藤彰宣

人事課長

長谷川武

行政改革推進室長

渡邊世津子

財政課長

石田涉

財産総合管理課長

鹿島寛俊

税務課長

満留芳文

市町村課長

川畑敏彦

総務事務センター課長

新立賀津雄

消防保安課長

佐藤勝重

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長

横山幸子

会計管理局次長

齋藤謙

会計課長

藤井博文

物品管理調達課長

小田三和子

事務局職員出席者

議事課主査 増本雄一

議事課主事 山本聡

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、お礼を申し上げます。東京オリンピックのメダリスト、大野選手、永瀬選手、池田選手の功績をたたえ、11月24日に開催をいたしましたスポーツランドみやざき特別表彰の表彰式におきまして、中野議長をはじめ当委員会からも御出席いただきました。誠にありがとうございました。

それでは、本日御審議頂きます総合政策部所管の議案等につきまして、概要を私のほうから御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、表紙裏であります目次を御覧ください。

まず、Ⅰ特別議案でございます。工事請負契約の締結について、議案第9号、10号、11号でございます。これは新宮崎県陸上競技場建設に係る工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

続きまして、Ⅱその他報告事項であります。県内企業優先発注及び県産品の優先仕様等に係る実施方針の令和2年度の実績等についてを含め6件の報告事項がございます。それぞれ担当課長のほうから詳細を御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からの御説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 次に、議案の説明を求めます。委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

議案第9号から第11号の「工事請負契約の締結について」であります。

これは、新宮崎県陸上競技場建設工事の請負契約3件について、県議会の議決をお願いするものであります。

まず、1、工事請負契約の概要、議案第9号であります。

工事名称は新宮崎県陸上競技場建設主体工事(1工区)、契約の金額は78億8,700万円、契約の相手方は清水・都北・下森特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から令和6年12月13日までであります。

続きまして議案第10号であります。

工事名称は新宮崎県陸上競技場建設主体工事(2工区)、契約の金額は18億2,330万5,000円、契約の相手方は増田・上田・戸高特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から令和6年12月13日までであります。

2ページをお開きください。

上の段の図は陸上競技場各階の平面のイメージ図でございます。下の段は陸上競技場の完成イメージ図でございます。この左側のメインスタンド、そして中ほどのサイドスタンドとトラック及びフィールドを含めた部分が1工区、そして右側のバックスタンドが2工区であります。上の平面イメージ図の太い線で工区分けを図示してございます。

1ページにお戻りください。

次に、議案第11号でございます。

工事名称は新宮崎県陸上競技場建設電気工事、契約の金額は13億2,000万円、契約の相手方は三桜電工・小田電業・電工社特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から令和6年12月13日までであります。

次に、2、新宮崎県陸上競技場の概要であります。

建設場所は都城市山之口町の山之口運動公園、公園面積は約24ヘクタール、延べ面積は2万2,809平方メートル、階数は地上4階、構造種別は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造。

施設概要でございますけれども、日本陸上競技連盟の第一種公認陸上競技場でございます。観客席はメインスタンド約7,000席、バックスタンド約4,200席、芝生席が約3,800席、その他、屋内走路、トレーニング室、大型映像装置、夜間照明設備等を設置する予定であります。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○星原委員 競技場の概要の中のメインスタンド7,000席、バックスタンド4,200席、あと芝生席が3,800のこれは固定席じゃないということ。以前は固定席で1万2,000席と私の記憶にはあるんだけど。

○井上国民スポーツ大会準備課長 これは芝生席は固定ではございません。「芝生は違うんですね」と呼ぶ者あり)はい。

○星原委員 以前は固定席は1万2,000席と言っていなかったけど、違ったですか。私の記憶が違うのか、最初の説明と違うのか、そこだけの確認なんですけれど。

○松浦総合政策部長 私が所管しておりましたときは計画で1万1,000席と申し上げておりました、そのほかに芝生席を設けるというようなことでの御説明をしていたと思っております。

○星原委員 国体のあとの席の利用の仕方もあると思うんですけど。仮にサッカーの基準でいくとJ3が5,000席、J2が1万席、J1になると1万5,000席という言われ方をしているんですが、そういう状況になったときは、これで十分だということで判断されたんですよね。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今のJリーグの観客席というお尋ねでございますけれども、現状のスペックですとJ2までは対応可能ということでございます。J1になると固定席の追加というような形になります。

○星原委員 もう一点が競技場内の芝生の部分がサッカーとか、あと仮にラグビーとか屋外スポーツの関係の、そういうのにも十分対応できる芝生を採用しているということで理解していただけますか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 当然、維持管理の関係で使えない期間はございますけれども

も、基本的にはラグビー、サッカー等にも使用できるということで考えております。「了解です」と呼ぶ者あり)

○西村委員長 ほかにはございませんか。関連でもございませんか。

○田口委員 先日、ここへ調査に行ったときに駐車場が足りないんじゃないかという意見が出ましたけれども、現時点では何台置けて、今後の予定はどうなっているのかを教えてください。

○井上国民スポーツ大会準備課長 現状では1,200台程度ということでございますけれども、調査のときには大きなイベント等のことを考えたときに、例えばシャトルバスの運用ですとか、その辺を含めてある程度余裕のある大きな駐車場が要るのではないかというようなお話でございました。

地元の都城市ともいろいろ打合せをさせていただいているところなんですけれども、当面は、例えば都城市陸上競技場周辺のいろんな公共施設等の駐車場を仮の臨時駐車場というような位置づけで、あとシャトルバス等で回していくというようなことで何とかできないのか検討を進めているところでございます。

いずれにしても、開会式の関係になりますと、そのための輸送計画、輸送のための調査を来年度から始めますので、その中でそういった大きなイベントのときの対応策等を検討してまいりたいと考えています。

○田口委員 開会式の時、これは大体どれぐらい車の台数を用意すれば賄えるものだと予想されているんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、恐らく国スポの開会式の場合は、基本、必要最小限の大会の運営の分であるとか、あとVIPの

分とか、その辺りだけに絞られるのではないかなど考えているところがございます。

○田口委員 この施設ができれば今後も大きなイベントが開催されることが予想されますので、十分検討していただいて、できるだけ駐車場の確保をよろしくお願いいたします。

○星原委員 駐車場の話が出たので車のことなんですけど、通常1万2,000席として使えるとなったときに、当然もう車だけ利用して来られるのは多分無理だと思うんです。

そこで国体のときもそうだと思うんですけど、1万人を仮にシャトルバスで運ぶとしたときに、40人乗りのバスが250台要るわけね。40人乗りのバスで長さが大体13メートルなんです。前後1メートルずつ見たときは15メートル必要になってくるんですが、1万人の場合で250台のバスで3.75キロあるわけです。

バスを何台用意するか時間的なものやらいろいろあると思うんですけども、駐車場の確保の仕方をうまく考えておかないと非常に厳しいんじゃないかなど。

ですから、やはりあの周辺にだけ寄せるんじゃなくて三股駅の周辺まで電車で来てもらうとかいろいろな計算しないと、駐車場としては今、山之口の出張所、総合支所があるんだけど、あの辺だけにバスを止めるだけでもそれぐらいの長さが必要なんですよ、実際は。

だから駐車場の確保については、電車で来る人を多くするとかいろいろなやり方で計算しておかないと、大混雑しないかな。その時点でまた、それだけの車が動く中で、病気をする人が出たり事故があったりしたときには救急車が来たり、いろいろしなくちゃいけないので、そういうのがちゃんと対応できるような、そういうことまで計算して準備しておかないと大変ではないか

なと思います。

駐車場に関してはぜひその辺も今から、自家用車が何台ぐらい——国体の場合には多分駐車場に予定しているところは、全国から来る選手団とかいろいろな人の控えの検討とかいろいろなものもどっかに必要だろうと思いますから、そういうことなども考えた上で準備をしていただければと思います。よろしく願いしておきます。

○松浦総合政策部長 駐車場や交通については、もともと山之口を選定する際の課題という認識は持っております。

都城市とも、これまで十分話をしてきておりまして、どれぐらいの台数を現実の数字として設定するかで変わってくるんですけども、1万台とか1万5,000台という場合であっても対応できるような形での場所の確保というのは、内々には進めているところがございます。

一方で、今コロナの関係でどういった開会式になるのかというのがまだ見えていないところがあります。2年連続で国体が中止になりますので、そこ辺りも見ながら目標というか用意する数字というのをこれから決めていくことになります。

いずれにしても、交通計画なりの中で、そこはしっかりと対応していく、そういうふうな形で考えております。

○井上委員 実は山之口というところには私がよく行くところなんですけれども、先ほど星原委員からもあったようにJRを使っていたらどうだろうかと思うわけです。

山之口駅から陸上競技場までというのは結構歩かないといけないので、駅を移動させたらどうだろうかということ、前も何かちょっとそういう話が出たことがあるんだそうですけれども、この山之口駅という名前を残してほしいと

いう地域の人たちの声もあるそうですが、県陸上競技場前駅とかそういうふうにして、JRと少し話して、駅を少し移動することはできないのかどうか、その辺の検討もしていただかないなと思うんです。

でないと、多くの人が道路を渡っていっぱい歩かないといけないわけです。それよりも直で、ぱっと駅前という陸上競技場駅となれば、交通的な意味からもいいんじゃないかなと思って。

何度か向こう行ったときにお話をしてみると、駅の名前が変わるのが嫌だと地域の方がおっしゃったとか、いろんなお話とか聞かせていただいたんですけれど。都城市と話すときに、何かJRの御協力がいただけるような、そういうこともちょっと検討していただかないのかなというふうに思っているところなんですけど。

○松浦総合政策部長 ただいまの駅が動かさないかという発想は当然あると思っておりまして、都城市のほうでも検討もされた経緯があるんですけれども、なかなかJRそのものの技術的な問題とか、そういったものがあるみたいで、移動させるというのが結構難しいような状況のようです。

ここについては、そういうJRの中での技術の問題というのがどうもあるようでして、どういふふうな形で駅から会場まで人を運ぶのかというふうなところに今、焦点を絞って都城市のほうでは検討を進めていただいている状況でございます。

一度、随分検討していただいているんですけれども、そういうふうな事情は少しあるようでございます。

○星原委員 今の井上委員の駅の移動の件は、私もJRと打合せしたんです。そうしたら、勾配が5%あると何か難しいとかという話で、そ

うなると要するに工事費が相当かかるわけです。それで難しいと。

もう一点は、臨時の電車を出せないか。3万人という話だったので、私は1万人ぐらいは駅を使って、電車を使っての話になっていくのかなと思っていました。それで当時のJRの話では、やっぱり電車で動かせる人は2,900人と私は聞いているんです。だからそれぐらいしか電車では運べないというようなことなんです。

電車で1回来ても、さっき言ったように1,000人降りたときはバスをシャトルで走らせるとしたときには、40人乗りのバスが25台いないと1,000人運べないんです。そうなると、10台であれば2回行って帰ってくるまでの時間とかそういうのを考えると、体育館があったところから下にずっと直線で来ると250メートルぐらいの距離なので、勾配はあるけれども歩いてでもいいかなと。駅の移動の話をしたけれども、JRとしてはそういうお金がないということになると、今度は都城市が出すのか、また金の問題があるもんですから。

そういうことが過去の経緯の中であって、今の状況で駅舎の改築とかいうのは考えているみたいですが。なかなか経費の問題で厳しいところがあるのかな。

ただ、私は国体が終わった後に、1万人ぐらいのイベントをやるにも、歩いていけるかどうかというその辺の問題は出てくるんじゃないかなと。高齢者の方は特にそういうことが問題になるんじゃないかなということは懸念しているんですけれども、なかなか金の面で厳しい状況だということは聞いています。

○西村委員長 部長、今ので大体よろしいですか。ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、議案以外のその他報告事項に関する説明を求めます。委員の質疑は執行部の説明が全て終わった後をお願いいたします。

○大東総合政策課長 それでは、委員会資料の3ページをお開きください。

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和2年度の実績について御報告いたします。

これは広い意味での地産地消による地域経済の活性化を図るという観点から、1の概要にありますとおり、平成26年に県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針を定めまして、全庁的に県内企業への優先発注を推進しているところでございます。

例年、公共工事、情報システム調達、物品調達、業務委託、使用賃借の5部門について実績を取りまとめているものでございます。

2の県内発注の状況、実績でございませけれども、まず(1)の公共工事につきましては、総合評価落札方式の評価項目に地産地消への取組を設定するといったようなこと。あるいは設計業務仕様書に県産品を使用した設計を原則とするといったことなどによりまして、令和2年度の発注率等は下の表のとおりになったところでございます。

実績で数字で見ますと、建設工事、下請負人の活用、建設資材調達のこの3部門につきましては、昨年度より県内発注率が低下しております。これは企業局の綾第二発電所大規模改修工事あるいは県立宮崎病院の建設工事など高額な工事が県外発注となったこと。あと、防災庁舎の建設工事に係る下請あるいは資材について県外発注が多くなったといったこと。さらには県内で大型建設工事が続いたことで、人材不足と

か下請が増えたとか、そういった事情もありまして、一時的に例年よりも県内発注率が低下したためというふうに考えられるところでございます。

次に、4ページを御覧ください。

情報システム物品等調達関係でございませ。これらの部門につきましては、一定の入札可能業者が確保される案件につきましては、県内に本店または支店を有する事業者に限定をしたり、県内企業で対応可能な物品等については、県内企業を優先的に選定しておりまして、県内発注の状況は下の表のとおりでございませ。

いずれの項目も昨年度と同程度の発注率となっておりますけれども、例年のこととございませけれども、情報システムにつきましては、システムの規模ですとか専門性の高さから県外発注が多くなる傾向にございませ。

それとあと物品につきましては、約7割を病院局の医療資材等が占めておりまして、多くが県内に支店を持つ県外企業への発注となりますことから、例年県内発注率が低くなっているところでございませ。

公共工事をはじめとした各分野の県内企業の優先発注につきましては、実施方針に基づいて引き続き庁内で推進を図りますとともに、民間の事業者等に対しましても、地産地消推進県民会議を持っておりますので、その場におきまして各構成団体に理解と協力を引き続き要請してまいりたいと考えております。

説明は以上でございませ。

○小園統計調査課長 統計調査課でございませ。委員会資料の5ページをお願いいたします。

令和2年国勢調査結果について御説明いたします。

まず、1の調査の概要でございませが、昨年10

月1日現在で、国内に住んでいる全ての人と世帯を対象に調査を実施したところでございます。

2の今回の公表内容につきましては、国が11月30日に人口等基本集計結果を公表し、人口及び世帯数の確定数が明らかとなりましたので、本日、本県分について御報告させていただきます。

3の今後の主な結果の公表予定につきましては、就業状態の集計結果等につきまして、今後、順次、公表される予定となっております。

それでは、別冊の資料1、令和2年国勢調査人口等基本集計結果の概要により御説明させていただきます。

別冊資料1の1ページを御覧ください。

1の宮崎県の人口についてであります。本県の人口は106万9,576人で、前回調査の平成27年と比べると、3万4,493人、率にして3.1%の減となっております。本県の人口は、下の棒グラフのとおり、平成7年の117万5,819人から5回連続で減少しており、減少幅が拡大している状況でございます。

2ページをお開きください。

2の年齢別人口についてであります。本県の総人口に占める15歳未満人口の割合は13.1%、15歳から64歳人口の割合は54.3%で、それぞれこれまでで最も低い割合となっております。また、65歳以上人口は32.6%で最も高い割合となっております。少子高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

3ページを御覧ください。

3の市町村別の人口についてであります。県内で最も人口の多い宮崎市は40万1,339人で、県人口の37.5%を占めています。また、今回、人口が増加したのは三股町と宮崎市で、その他の24市町村は人口が減少しております。

4ページをお開きください。

4の配偶関係別人口であります。本県の15歳以上人口を配偶関係別に見ますと、未婚と有配偶の割合は男性が高く、死別と離別の割合は女性が高くなっています。また、年齢5歳階級別にみると、有配偶の割合が未婚の割合を上回るのは、ともに30から34歳以上の年齢階級となっております。

5ページを御覧ください。

5の外国人別人口であります。本県に住む外国人は7,003人で、平成27年と比べ3,155人増加しています。また、国籍別に見ると、ベトナム、中国の順に多くなっています。

6ページをお開きください。

6の世帯・家族類型であります。世帯数は47万55世帯で、平成27年と比べ7,197世帯増加しています。一般世帯数は46万8,575世帯となり、1世帯当たり人員は2.20人と一貫して減少しています。家族類型別では、単独世帯の割合が平成27年と比べ3.7ポイント上昇し、35.9%と最も高くなっており、中でも65歳以上の単独世帯が全体の15.1%を占めています。

7ページを御覧ください。

7の住宅であります。住宅を所有関係別にみると、持ち家が全体の65.7%を占めており、建て方別で見ると一戸建てが69.1%を占めています。

なお、9ページから24ページまでは、主要な統計表を掲載し、25ページからは、主な項目の本県の全国順位を掲載していますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

今回の国勢調査の結果につきましては、人口減少率がさらに拡大するなど厳しい状況となっております。今後、公表される調査結果とともに、さらに内容の分析を行いまして、各種施策

の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○高橋総合交通課長 総合交通課でございます。常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等についてであります。

1の利用状況等につきましては、旅客、貨物ともに新型コロナの影響を強く受けてございます。特に旅客につきましては、表のほうで上半期・中間決算の状況をまとめさせていただいておりますけれども、総旅客数につきましてはコロナ前の令和元年度と比べまして、下線を引かせていただいておりますが、34%とコロナ前の水準を大きく下回っている状況であります。

また、上のほうでございますけれども、貨物につきましても、新型コロナの影響によりまして経済が停滞したことで貨物の全体量が減少しておりまして、トラック輸送台数がコロナ前の令和元年度と比べまして約90%となっている状況でございます。

また、営業費用のところでございますけれども、表の中ほど、特に、うち燃料費の欄でございますとおおり、燃料費につきましては前年度と比較いたしまして143%となっているなど、世界的な原油高騰が経営に大きな影響を与えている状況でございます。

その結果、令和3年度上期の決算におきましては、表の一番下の欄でございますけれども、経常利益、営業利益ともに約3億5,000万円の赤字となったところでございます。

なお、資料には記載してございませんけれども、参考情報として、ほかの航路の状況、簡単に口頭で御説明させていただければと思います。

今年度の上期の輸送実績につきましては、例

えば志布志航路を例に挙げますと、貨物につきましてはコロナ前の令和元年度と比べまして98.7%、旅客はおよそ45%となっている状況でございます。なお、こちらの水準につきましては、長距離フェリー協会の調べを基にしながら推計した数値でございます。

神戸・宮崎航路を加えまして特に志布志航路は、貨物、旅客ともに回復が早い傾向となっておりますけれども、志布志航路につきましては、平成30年の新船就航により大幅な個室化が図られております。新型コロナの感染拡大以降、トラックドライバー、旅客ともに個室が選ばれる傾向が強くなってございまして、この個室需要の影響が特に大きかったと考えております。

2の需要回復のための主な取組につきましては、まず(1)の旅客対策といたしまして、①の「みやざき、のってん！プロジェクト」を展開しております。この中では徹底した感染防止対策に加えまして、PCR検査をセットにした旅行商品の造成など、安全安心に船旅を楽しんでいただける取組を行っているところでございます。

また、コロナの感染が沈静化した10月からは、順次「現船ありがとう！キャンペーン」と銘打ったキャンペーンを展開しております。例えば乗用車運賃半額キャンペーンの実施、県民限定でございますけれども運賃の半額割引、また、朝夕の食事付きでかつ往復9,880円という破格のお得な特別割引プランをスタートするなど、さらなる旅客需要の取込みを図っているところでございます。

直近の動向を参考として掲げさせていただいておりますけれども、緊急事態宣言の明けた10月以降、先ほど御説明した取組とも相まりまして、少しずつではございますが旅客が回復して

きている状況でございます。引き続き本プロジェクトにより、さらなる旅客需要の回復を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

さらに、②になってまいりますけれども、新船1隻目、フェリーたかははは来年4月15日の就航。2隻目のろっこうにつきましては来年10月の就航を予定してございますけれども、そうした新船就航に向けた機運の醸成を図る取決めも行っているところでございます。

具体的にはオリジナルイラストやオリジナルの音楽を作成いたしまして、テレビやSNSなど各種媒体でプロモーションを順次展開しております。

また、今後神戸三宮や大阪梅田、また県内では集客の多いイオンモールなどにおきまして、県内外で効果的にPRイベントを今後実施してまいりたいと考えております。

なお、参考資料といたしまして、こちらの青いチラシをお手元のほうに配付をさせていただいておりますけれども、後ほど御参照いただければというふうに考えております。

次に、(2)の貨物対策といたしましては、季節や曜日に応じた柔軟な運賃設定のほか、新規貨物を獲得するため、上り荷の農産物と県外荷主の下り荷とのマッチング、県内荷主へのトップセールス、SNS——具体的には会社の公式LINEアカウントを通してトラックドライバーに対して直接、運行状況ですとか各種キャンペーンを周知するなど、会社において営業活動を強化しつつ、新たな取組で貨物の確保に努めている状況でございます。

県といたしましては、コロナ禍からの回復のためには、まずは貨物需要の回復はもとより、旅客需要の回復が最重要課題であると考えておりますので、特に来年の新船就航は、これまで

の需要を取り戻すチャンスでございますので、宮崎市のみならず神戸市などの関係機関ともしっかりと連携しながら、経営回復に向けて支援してまいりたいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

○山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料の7ページをお願いいたします。

第4次みやざき男女共同参画プランの素案について御説明いたします。別冊の資料2が全体のものになりますけれども、概要等につきまして、委員会資料のほうで御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨ですが、現行の第3次プランの計画期間が今年度で終期を迎えますことから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくため新たなプランを策定するものであります。

2の素案の概要につきましては、(1)の計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間。

(2)の計画の性格と役割は、男女共同参画社会基本法に基づく計画として策定し、本県における男女共同参画推進の基本的方向や具体的施策を示すとともに、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込むこととしております。

(3)の計画の基本理念としましては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すこととし、(4)の施策の柱につきましては、あらゆる分野における女性の参画拡大、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、一人一人の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現の3つを掲げております。

(5)の重点を置く視点及び体系案につきましては、次のページ以降で御説明いたします。

ページをめくっていただきまして8ページを

お願いいたします。

重点を置く視点についてであります。

まず、左上の社会情勢の現状としましては、人口減少社会の本格化や大都市圏への若年者、特に女性の流出が増大している問題、そして一番下の丸にありますとおり、ジェンダー平等が世界的な潮流となっていることなどといった現状がございます。

また、右側の本県における男女共同参画の課題であります。1つ目の丸にありますとおり、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識が、いまだ根強く残っているという意識の問題があります。

2つ目及び3つ目の丸ですが、長時間労働など男性中心型労働慣行等によりまして、男性の家事・育児等への参画が困難となったり、女性の非正規雇用労働者の割合が大きく賃金や待遇面で男女間の格差があるなど、働き方を含め雇用分野の課題がございます。

また、その下ですが、地域や職場など様々な場面、分野におきまして、施策や方針決定過程等への女性の参画が十分に進んでいないといったことなどが主な課題としてございます。

こうした現状や課題を踏まえまして、今回のプランでは、下の枠の中程にあります①から③の3つの視点に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目の視点としまして、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町村への支援と連携であります。

これに対する取組としまして、下の主な取組の丸の1つ目と2つ目ではありますが、市町村策定の男女共同参画プランとの連携や市町村審議会への女性委員登用について、きめ細かに支援していくこととしております。

第3次プランで、全市町村での男女共同参画プランの策定を目標としておりましたが、今年度で県内全ての市町村で策定が完了する見込であります。各市町村は、プランの中でそれぞれ審議会への女性登用の目標などを定めておりますが、県の審議会における女性委員登用は市町村に比べ進んでおりますことから、これまでの県の取組を紹介するなど支援していきたいと考えております。

2つ目の視点としまして、根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や、若年世代への男女共同参画の理解の促進であります。これに対応する取組としましては、下の丸の3つ目から5つ目の取組になります。その中で、4つ目の男女共同参画地域推進員の活動の活性化であります。地域における男女共同参画の普及・啓発をより一層図るため、県が委嘱している推進員につきまして、市町村担当者や推進員同士の交流の場を設け、情報の共有を図るなど活動の活性化を図りたいと考えております。

また、次の若年層に対する男女共同参画についての学習機会の充実ですが、若い世代から男女共同参画への理解を深めることが重要でありますので、教育委員会とも連携しながら、男女共同参画センターによる学校での出前講座などの実施により、学習機会の充実を図りたいと考えております。

3つ目の視点としまして、長時間労働の是正等働き方改革の推進や男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係部局・機関との連携強化であります。

これに対する取組としましては、丸の下3つになります。官民一体となって設立しましたみやざき女性の活躍推進会議との連携や、一番下の丸にありますとおり、商工観光労働部とも

連携し「ひなたの極み」認証制度の推進など働きやすい職場づくりに向けた取組を進めていきたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

プランの体系案についてであります。昨年12月に閣議決定されました国の第5次男女共同参画基本計画をベースに作成しております。骨格となる体系案については、おおむね現プランを維持する案となっております。

先ほど説明しました3つの施策の柱に基づき、10の施策分野を設定し、各分野ごとに取組項目を整理しております。

詳細につきましては、資料2の素案に記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

7ページにお戻りください。

一番下の3の策定スケジュールにつきましては、この後、パブリックコメントを行い、審議会での意見を踏まえまして、2月定例会に議案として提出させていただき、議決後に公表することとしております。

説明は以上であります。

○河野みやざき文化振興課長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

県立芸術劇場の天井耐震改修工事に伴う休館の予定について御報告いたします。

東日本大震災を受けまして建築基準法施行令が改正され、メディキット県民文化センター、県立芸術劇場の各ホールのつり天井、一番下のイメージ図にありますように天井をつっている構造になっているわけですが、上に戻りまして、このつり天井につきましては、耐震性強化のための工事を行う必要がありますことから、現在、設計を行っているところであります。

今後、改修工事を実施する場合には、ホール

内の座席を撤去して全体に足場を組むなどの工事となりますことから、一定期間休館となります。施設を利用できない期間が生じることとなります。ホールを利用される方々は、通常1年以上前から準備を進めることとなりますので、活動に支障が生じないよう休館の予定について事前に周知を行うものであります。

1の工事の概要の予定でありますけれども、実施場所につきましては、劇場内にある3つのホール全てということになります。

(2)の内容につきましては、もう一度、下のイメージ図を御覧いただきたいのですが、天井の形状が変わるわけではありませんが、天井裏部分におきまして、つりボルトと言われている部材の接合部分を補強したり、あるいは増設をしたりするほか、ブレース材と呼ばれる斜め材の補強や増設、さらには落下防止のワイヤーを設置するなどにより耐震性を強化するものであります。

1の(3)に戻りまして、工事の実施予定につきましては、今年度中に設計を終了いたしますが、来年度は既に利用の予約が人っておりますことから、少し先になりますが、工事は令和5年度からを想定いたしております。

2の休館の予定につきましては、令和5年夏から令和6年までを目途としておりまして、今回、令和5年8月以降の予約について受付を停止することとし、早めに周知を図るものであります。

説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 人権同和対策課の、その他報告事項について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の11ページを御覧ください。

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画(仮称)素

案についてであります。

6月県議会定例会で議決いただき、7月7日から公布・施行されました宮崎県犯罪被害者等支援条例。この第9条に基づき、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画の策定作業に取り組んできたところであります。このたび計画素案がまとまりましたので御報告するものであります。

具体的な計画素案は別冊の資料3でございます。冊子の8ページの基本的施策の体系表を御覧ください。

4つの重点施策としまして、第1に、犯罪被害者等支援のための体制整備への取組、第2に、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、第3に、損害回復・経済的負担の軽減への取組、第4に、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の取組を掲げております。

これら4つの大きな柱の下、その右に、相談及び情報の提供等以下、13の柱を立てております。

9ページ以降に、それぞれの柱ごとに、現状と課題と、それに対応する具体的な取組を取りまとめております。具体的な取組として掲載している施策の数は計画全体で再掲も含めまして87となっております。

掲載している施策の多くは、新たな事業というより、関係機関が既に取り組んでいる既存事業が中心であり、それらの施策の体系立てを行い、関係機関のより一層の連携協力を推進することによって、犯罪被害者等を支援する体制の全体的な充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、幾つか特徴的な施策を御紹介いたします。

まず、13ページをお開きください。

③犯罪被害者支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮であります。犯罪被害者等支援に従事する警察職員等は、犯罪被害者等に親身に寄り添うことで自らも同様の深刻なストレスを受けることがあります。これを代理受傷と呼んでおりますが、こうした代理受傷を防止するための研修を行い、職員等が継続して業務に従事できるよう取組を行います。

次に、16ページをお開きください。

②関係機関・団体との連携協力の充実及び強化、この「また」以降であります。仮に死傷者が多数に及ぶ事件が発生した場合、どのような緊急支援を実施するのか、そうしたことを想定した実践的なシミュレーション訓練等を行うことで、関係機関・団体の連携及び相互の協力を強化するための取組を行います。

また、その次の③市町村に対する情報提供、助言及び連携であります。市町村における犯罪被害者等支援の実施に当たり、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うこととしており、今後、市町村において条例の制定に取り組まれる場合等の情報の提供等に努めてまいります。

最後に、30ページをお開きください。

④次世代を担う若年層を対象とした被害者支援の理解の増進であります。若い頃から、社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ることは非常に重要であります。教育委員会、警察本部の協力の下、中学生・高校生・大学生等の若い世代を対象に、犯罪被害者等の講演等の実施による理解の増進に取り組んでまいります。

常任委員会資料の11ページにお戻りください。

3、策定スケジュールであります。本日の報告後、パブリックコメントを来年1月までの

1か月間実施し、県民の皆様の御意見を伺ってまいります。

また、1月に策定懇話会とありますが、条例制定時の有識者委員会の委員の皆様にお集まりいただき、御意見を伺ってまいります。

その後、庁内の関係各課による連絡会議幹事会において、いただいた御意見を計画にどう反映させるかの検討を行い、2月に連絡会議とありますが、この会議において計画を決定し、3月の常任委員会に御報告し、4月から計画を施行したいと考えております。

なお、計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であります。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。その他報告事項についての質疑はございませんか。

○井上委員 第4次みやざき男女共同参画プランについてお尋ねしたいと思います。もう第4次に来ているので、そういう意味で言うと長い期間、男女共同参画プランというのは実行されてきているわけですが、やっぱりなかなか検証されていないということに私自身は問題を感じているので、どういうふうに検証できるようにしていくのかというのを一つお聞きしたい。

もう一つは、この男女共同参画というのは社会全体の問題なので、県庁内だけの問題では決まないので、このプランを支えていただく各業を中心とした方たちの進展には大変影響する内容だと思いますが、宮崎県内における各業含めて企業の皆さんとの連携はどうなっているのか、そこをお聞かせください。

○山崎生活・協働・男女参画課長 今回のプランにつきましては、こちら別冊資料のプランの

ほうちょっと見ていただきたいと思いますけれども、これの62ページと63ページになりますが、ここに今回のプランの指標一覧を記載しております。

これまでのプランにつきましても、指標についてはそれぞれ取組ごとに設けているところなんですけれども、今回のプランにつきましては、その中でも特に重点を置く視点というのを設けることといたしました。

62ページ一番上に、重点指標と書いてございます。先ほど御説明しました3つの重点分野がございましたが、その3つの重点分野に関して、特に重点的に取り組むことについての指標を今回のプランから改めて特出しするような形で設けました。

指標については、目標を定めていくことになるんですけれども、5年間でどれだけ進捗していったかということ、毎年審議会とか、あと庁内で組織しております推進会議がございますので、そういった場でしっかりと目標達成度合いとか、あと取組の内容がどうなっているか、その検証をしてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の御質問なんですけれども、いろんな業種に多岐にわたって男女共同参画が進んでいく必要があるかと考えております。行政はもとよりなんですけれども、民間企業での取組も非常に重要であるかと考えております。

先ほど御説明の中で、みやざき女性の活躍推進会議のお話をさせていただきましたけれども、この会議につきましては、平成27年10月に設置されておまして——県が事務局を務めているんですけれども——いろんな企業の方と企画会議を通じて意見交換をしながら、こういった研修をしていけばいいとか、そういったことについて取り組んでいるところでございます。

今年度につきましても、3回ほどそういう研

修会、それから女性リーダー育成塾ということで新しく管理者になられた方とか、あと管理職間近な女性を対象にしたリーダー塾を実施したところでございます。

お話を聞きますと、女性が管理職になるに当たっては、やはり自信がないとか、職場でなかなか取組が進んでいないといったそういうお話もお聞きしますので、そういった機会を通じてしっかりと、民間企業含めましていろんな業種のところで取組を進めてまいりたいと思います。

○井上委員 今回、重点を置く視点という項目をつくって、具体的にこういうふうにしてプランの体系というのをつくっていただいたので、これには非常に期待をするものなんです。

そして、全市町村が策定の予定であるということについては、これは以前と比べると随分な変化ですので、この辺も大変重要なことだと思うんです。それを評価するとして、今後そのプランの実行性ということを考えていかないといけないと思うんですね。ジェンダー平等をどう考えるのかという点を、やっぱり一番考えてほしいところなんです。

そのジェンダー平等というのには、議会にいてジェンダー問題を提起する議員もいらっしゃいますけれども、大分私なんかとはちょっと違うんだなという思いを持ちながら聞いてはいるところなんですけれど。

お互いの意見を聞くということなんです。つまりは、私たちも男性の考えていることが分からない部分があったり、女性が何を考えているのかと、一つのことにしても考え方の違いです。そこをお互いが認めつつ、その意見をきちんと聞くということが、ジェンダー平等だと私はそう理解しています。ですから、意見を聞く場をいっぱい設けたかということが、私は問われ

ると思っています。

審議会の委員の方のメンバーに女性がどれだけ増えたかとかいうのは——私も議会に長くいるので、そういう話というのはずっと聞かせていただいているんですけども、どう相手の意見を聞こうとしているのか、そしてまた、その聞いた意見を常に具現化していくために、どうしていくのかということが問われているんだと思うんです。

男女共同参画がなぜ進まないかというのには、一番そこに問題があると思っています。やっぱり政策の具現化を知事も本当に考えておられるなら、そこを大切にさせていただくといいなと思って。本当に意見の違いじゃないんです。感じ方が違うのをお互いが寄り添わないといけないということをジェンダー平等として考えていただく、その視点をきちんと——だから意見を聞く場を幾ら持ったかということのほうが、大切なのではないかなというふうに思います。

ですから、そこを考えていただくとするなら、今回のプランは私も一歩進んでいるということで評価をするとともに、これがきちんと社会全体のものとしてどう認知されていくようになっていくのかということも、もっと具体的に攻め上げていっていただきたいと思います。

社会の問題のいろんなことは、多分ここが発端になっている部分が大変多いので、子供たちも虐待の問題だったり、いろんな問題というのは、そこに物すごい違いがあるのはなぜかということをやっぱり考えていただくといいなと思っています。

今回議会で質問をさせていただく予定にしていたんですけども、この質問の仕方が紋切りになる可能性があるなというふうに私も思いましたので、委員会の審議のところで意見を言わ

せていただいたので、ぜひこれは。本当に今の日本社会の中でここが進まないと、なかなか経済の発展とあれとがうまくいかないのではないかなと思うんです。

産業的に言えば、起業していく女性がどれくらい増えたかということです。自立するための努力を女性たちができるように、どうなったかということが非常にポイントになっていく気がしますので、そのところをぜひ考えていただくと、このプランの具現性というのが出てくるのではないかなと思います。

もうこれは本当に期待しているからこそ、この委員会の場所を使って言わせていただきましたので、このプランの実行性を必ず皆さんとともに頑張っってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

○山崎生活・協働・男女参画課長 大変貴重な御意見ありがとうございました。委員の御指摘のとおり、本当に意見をお互いに率直に語り合っ、て、お互いを理解していくということが、男女共同参画の本当に基本というか第一歩だと考えております。

そうすることによって、意識の問題、性別による役割分担意識、こういったところもまた、それぞれがお互いに考えることによって変わっていくことになるかと思っております。

プランの実行性という話がございましたけれども、細かいことを一つずつ着実にやっていくことがやはり必要かと思っております。今回のプランでは先ほど言いました男女共同の地域の推進員で、これも細かい取組ではあるんですけども、地域でそれぞれの活動を頑張っって働いている方々ですので、そういったところにもちょっと焦点を当てながら、プランの実行性を高めるよう努めてまいりたいと思っております。あり

がとうございます。

○星原委員 62ページ、63ページに、年度での目標値ということで5年間、令和8年度まででろうと思うんですが。ここに目標として掲げて、5年間で具体的にどういうふうに進めて、その目標数値を達成するのか、そこまでちゃんと練り上げているんですか。1年目にどの程度とか、最低そこは守ってそこまでいけるようになっているのか。

それと、共同参画社会というなら、全てどっかで男女のパーセント比率が50%、50%を目指しているのか、6：4を目指しているのか、そういう点もあるんじゃないかなと思うんですが。そういう点についての協議はなされているのですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 ここに掲げである指標につきましては、私どものところで所管している事項もございまして、庁内関係部局で持っている取組に対する指標もございまして、

一つ一つにつきましては、それぞれの部局で、この取組については今この基準時点でこれだから、こうして伸ばしていこうと、そういった考え方で設定をしているところでございまして、

あと、うちのほうで設定している目標につきましては、国の第5次計画がありますので、そういった計画を勘案しながら、それに準じた指標をしたり、あとこれまでの取組で進捗している度合いとか、そういったのを見ながら、それぞれの項目ごとに指標を設定をしているところでございまして、

○星原委員 私が今思っているのは、今回のオリンピック、パラリンピックを見ても、女性の活躍というのはすごいなと思うんです。それはもう男女の人口比がどちらかと言うと女性のほうが多くて、そういう点もあるでしょうし、ス

スポーツの世界においてはそういう差別がなくなってきましたし、職業においても昔、我々が若い世代のときには女性が就かなかったような職業にも今では女性がかかり進出しています。

例がいいかどうか分かりませんが、ダンプの運転手を女性の方がされているんです。昔はハンドルが重かったですが、今はもうパワーステアリングになっているから、女性でもハンドルの切り返しとかいろんなのがうまくできるからかもしれませんけれども、そういうことで女性の進出あるいは女性の発想とか考え方をいかにうまく引き出していくかというのが、これから時代に求められているんじゃないかな。

我々男性社会のほうが、今まではどちらかと言えばリードしてきていた部分があると思うんですけれども、本当に男女共同参画社会ということの基本を考えていくのなら、やっぱりいろんな場面に女性の持っている、逆に男性とは違う視点で物を判断したり考えられる、そこをどう生かしていくかじゃないかなと思うんですが、そういうことについての方法というのはもう今取り込んでいると受け止めていいんですかね。

○山崎生活・協働・男女参画課長 今回のプランでも施策の柱の一番最初に掲げているんですけれども、あらゆる分野における女性の参画、拡大ということでございます。

前回のプランでも、あらゆる分野における女性の活躍とこのときはしていたんですけれども、言葉を活躍から参画ということで、より広い意味でいろんな分野で女性が参画できるようということで、そういう表現に改めているところでございます。

ここの柱のところを取組項目をそれぞれ整理しているんですけれども、委員がおっしゃいましたように、いろんな分野で取組をこの中で進

めるような形で記載をしているところでございます。

なかなかたくさん項目があるものですから、その一つ一つについて、やはり先ほども申し上げましたようにしっかりと取組の内容はもちろんなんですけれども、それが具体的にどう進んでいったかと、そういった検証も大事だと思いますので、そこをしっかりと課の中で推進していく中でやってまいりたいと思っております。

○星原委員 もう一点、最後にこの第4次の共同参画プランという素案づくりに関わった人たちが、男性と女性と同じずつ比率で考えたものなのか、それとも逆に男性が多くて女性が少なかったのか、あるいは逆に女性が多くて男性が少なかったのか。

皆さん方がこの計画の素案を練る、あるいは5年間の方向性を決めるときに、その割合というのはどういう形で協議されて、このプランが出来上がったのか。そこを最後にちょっと教えてください。

○山崎生活・協働・男女参画課長 基本的なプランの素案につきましては、当課のほうでまずは国の第5次計画でありますとか、これまでの本県のプランの中身をもうずっと整理をして練り上げたところです。それを県庁内の各部局を集めた検討会議でお示しをして、各部局のほうで中身を検討でありますとか、先ほど申し上げました指標をどうするかについて一緒になって考えてきたところです。

ですから、男女の比率というのは庁内でちょっと難しいんですけれども、実際審議会では今年度に入りまして2回開いているんですけれども、審議会の女性割合は6割となっております、男性よりもむしろ女性のほうが多い状況となっております。

審議会では、物すごく活発な意見をそれぞれ委員から出していただきまして、その意見につきましては、このプランの中でいろんな文言とか、それから指標の在り方についても御意見を頂いていることで、そういったことを踏まえまして今回のプランの素案の策定をしたところでございます。

○西村委員長 関連はありませんか、もしくはそのほかでも。そのほかの項目で何かありませんか。

○井上委員 犯罪被害者等支援基本計画のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は大変なミーハーで、東野圭吾という作家がもう大好きなんですけど、最近の「白鳥とコウモリ」というのが、もうまさに裁判員制度とか犯罪被害者、それから犯罪者の問題とかを取り上げたものなんですけど、まさにこれを何か切り取ったみたいな小説になっているんです。

その中で私がすごく、その本がということではないんですけども、この犯罪被害者等支援基本計画の中で、こういう点はどうなっているのかなという疑問が2つあるんで教えていただきたいんですけども。被害の受け方の中にちょっとこういうのはどういうふうに考えられているのかなと思って。

例えば1つ目は、警察の捜査です。捜査をしていく段階のときに、まだ被害者なのか加害者なのか分からないような状況のときのことはどうなっているのか、捜査の経過のときはどうなっているのか。

もう一つは、私たちが大体犯罪とかそういうことを知るの、マスコミ報道ですよ。この2つのことについては、被害者の支援計画の中でどう扱われているんですか。

○西村委員長 時間かかりそうですか。

では、ほかの質問があれば。

○田口委員 県立芸術劇場の天井耐震改修工事の件について伺います。まず期間が令和5年の夏から令和6年と書いていますが、令和6年のこれは6年度いっぱいということですか。

○河野みやざき文化振興課長 先ほど申しましたように、工事そのものが一度座席を撤廃して、それから足場を組むと。この天井裏にはいろいろ、いわゆる機構と言われているものを上げたり下げたりするようなシステムも載っておりますけれども、これも外すことになりますので、6年としておりますが、長ければ6年いっぴいかかるかもしれません、そういう状況でございます。

○田口委員 そうすると、1年半近く閉まっているということになるわけですよ。その間にはかなりの大きな行事が今まで入っていたと思うんですが、これが稼働できなくなった時点で代替施設とかそういうものも考えているのか。例えば国際音楽祭なんか毎年大きな行事としてやっていますけれど、その辺りはどんなお考えなんですか。

○河野みやざき文化振興課長 県立芸術劇場の利用につきましては、いわゆる貸し館と言われておりますように、興行者あるいは県民の方々が利用される場合がございます。そういった方々にあらかじめできるだけ早く周知をするために今回周知をし、代替施設との利用のほうに流れていくようにしたいと思っております。

それから御指摘ございましたように、県立芸術劇場が実施をしております事業、国際音楽祭あるいは一般の県民文化振興事業というのがございます。例えば演劇でありますとか、狂言でありますとか様々ございますが、基本的にはこれまでもほかの施設に出かけて行って、そこで

あるというアウトリーチあるいはサテライトコンサートみたいなことをやってきておりましたので、この長い期間、県民の皆さんに今まで県立劇場が提供していた、この文化活動というものが提供できなくなるというのは大きな支障になると思いますので、今申し上げましたように、外に出かけていって提供していくという形を考えていきたいと思っております。

○田口委員 分かりました。できるだけ県民の皆さんに御迷惑かからないような形で、いろんな策を講じていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○西村委員長 先ほどの人権同和対策課長はどうですか。

○後藤人権同和対策課長 大変失礼いたしました。捜査の過程におきます被害者、そして被疑者になるかもしれないという段階でのサポートであります。犯罪被害に遭われた直後のサポートは警察のほうで被害者支援室という組織を設けております。

この計画で言いますと21ページでございますが、3の保護、捜査、公判等の過程における配慮等ということで出てまいりますが、現状の課題にも書いてありますが、犯罪被害者は被害直後から事情聴取等の協力や公判の参加、様々な刑事手続に関わると。その中で何度も説明をしたり、関係者から配慮に欠けた言動を受けるとか、そういったこともございますので。

例えば、③でございますが、刑事手続等に関する情報の提供ということで、被害者の方には被害直後に被害者の手引等交付して、どのような対応したら一番いいのかということを警察のほうで指導されておりますけれども、今委員がおっしゃられたような対応につきましては、ちょっと直接的な施策ではこの中では入ってお

りませんので、検討させていただきたいと思っております。

それと、もう一点、マスコミについてでございます。これは入れるとすれば28ページの犯罪被害者等を支える地域社会の形成の取組、この中の県民及び事業者の理解の増進の中で、マスコミ等についても過剰な取材等がないように協力を求めると、そういった施策を入れることになると思います。

これはちょっと議論をしたところでありますけれども、マスコミは以前のような過剰な取材というのは今、大分収まっていると聞いております。なので、ここを施策として上げるのかなというのが、ちょっと議論になりまして、とりあえず現時点で上げておりませんが、やはり必要なお話かなと思います。それは取り入れる方法で新たな施策として考えてまいりたいと思っております。

○井上委員 よろしく願いしておきたいと思っております。

議会でも取り上げたことのある性犯罪の問題とか、あれのときの捜査というのは、なかなか難しいものがあるんです。どっちの何をどのように聞くかということと、どうやって対応していくのかは、いろいろな意味で非常にきめ細かさが必要な状況でもある。今言いますのは一例ですからね。

だから、女性警察官のいらっしゃるところは、そういう意味で言うと、一緒にそれに寄り添ってもらったり、いろんな意味でよく分かっているのだから、捜査の在り方にもちょっとした配慮もあつたりするんです。

だから、犯罪というのはもう最近では数限りなく犯罪の幅も広がっているのだから確かにそういう状況があるんですけども、やっぱり女性警察

官の役割というのはすごく大きい点もありますので、場面場面でいろんなことが違っていくんだということもよく分かっていただいて。

警察官の捜査のありようについても、それからマスコミの報道についても、いろんな意味で何を視点において、どこを伝えようとしているのかとか、いろんな意味で誤解される部分もあったりすることもあると思いますので、こういうプランの中でその辺りの全部を何か網羅するというのは難しいと思うんです。でも条例なので、私はやっぱり全ての政策の基本は人権だというふうに思いますし、そういうことを考えていけばいくほど、きめ細かさとか網羅されているとか、寄り添うとか、そういうことが一つ問われるのかなというふうに思いますので、御配慮いただけたらと思っています。よろしく願いしておきます。

○後藤人権同和対策課長 ありがとうございます。その方向で取り組ませていただきます。

今、委員からおっしゃられました話も、22ページでございますが、⑤で性犯罪被害者への心情への配慮ということで、性犯罪指定捜査員に男性警察官、女性警察官の両方を指定し、可能な限り被害者が希望する性別の警察官が対応できるよう配慮するというので、実際にやっておりますし、委員から言っていた女性警察官だからこそ分かることもあるということ、そういったことも十分踏まえまして、今後施策を深めていきたいと思っております。

○西村委員長 よろしいですか。

ほかの項目もよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、請願の審査についてに移ります。

請願第9号について、執行部からの説明はあ

りますか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 特にございませぬ。

○西村委員長 それでは、委員からの質疑はありませんか。

○井上委員 戸籍法ということについてはどんなふうにお考えなんですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 申し分ありません。戸籍法については私もちよっと詳細には存じ上げてないんですが、ただ、選択的夫婦別姓につきましては、民法の規定で原則として婚姻の際は男性もしくは女性の姓を名乗るということに決まっております。

これにつきましては、国のほうでもいろいろと議論をなされておりますけれども、今年6月に最高裁の判決が出まして、結婚した際のこの姓の在り方については、民法の今の規定については合憲であるという判断が下されているところでございます。

選択的夫婦別姓の在り方につきましては、第5次男女共同参画基本計画、国の計画の中でも、基本的には国会のほうで議論がされるべきという具合に記載がされているところでございます。

○井上委員 もう一つ、婚姻届を出すときです。婚姻届を出すときに姓について、どちらの姓にするかということを選択したというような経過が残っているようになってるんですか、そこが決まりですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 申し分ありません。そこはちょっと勉強不足で承知をしております、申し分ありません。

○井上委員 例えば夫の姓と妻の姓があるとして、どちらかの姓を、例えば妻の姓を選択した場合、夫の姓を選択した場合、私の解釈だとどちらでもいいんですね。新たにつくる提出したと

き民法上から言えば。どっちでもいいんです、私が「囃師」になろうが、彼が「井上」になろうが、どっちでもいいわけです。

そのことを含めて家庭がどうこうであるというふうなところまでいくとなると、この請願の趣旨どおりにいくと、これについてどこかで私どもができるようなことが何かあるかなと思って、どちらか一方選べみたい。新たな姓をつくるんですね、2人で、新たな姓なんです。今までの歴代の何々家みたいなのとは違うんですね、法律上そういうふうになっていないんですけれども。

そこについて、この請願の趣旨に沿うようにしようとする、非常に問題、無理がすごくあるわけなんですけれども、それはどんなふうを考えておられるのかなと思って。説明するものはないというふうにお考えですか。

○西村委員長 すいません、判断は執行部はできないということですので。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、次に、請願第10号について、執行部からの説明はありますか。

○河野みやざき文化振興課長 特にございませ

○西村委員長 では、委員からの質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。執行部

の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案、令和3年度11月補正予算案の概要等につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案「宮崎県税条例等の一部を改正する条例」など3件を提出しております。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

令和3年度11月補正予算案の概要につきまして御説明いたします。

初めに、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算(第16号)」についてであります。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で53億6,865万1,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金36億8,893万7,000円、繰入金3億5,521万4,000円、県債13億2,450万円であります。

次に、議案第20号「令和3年度一般会計補正予算(第17号)」についてであります。

この補正は、国の経済対策等に伴う経費について措置するものであり、補正額は、一般会計

で19億6,697万8,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、全額国庫支出金であります。

これらの結果、一般会計の予算規模は6,867億402万7,000円となります。

資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の款別の一覧であります。

左から3列目、議案第1号の列を御覧ください。

主なものを申し上げますと、上のほうから2行目の民生費は、生活福祉資金の特例貸付の延長に伴い、県社会福祉協議会への貸付原資を支援するための経費等を計上しております。

その次の衛生費は、介護事業所等が実施する感染防止対策を支援するための経費等を計上しております。

その次の農林水産業費は、台風14号で被災した宮崎市内海の磯平地区において山腹工事等の緊急治山事業を実施するための経費等を計上しております。

次の商工費は、年明けの春季プロスポーツキャンプにおいて観客を入れての実施を見据えた感染症対策や観光客の県内周遊促進を支援するための経費を計上しております。

次の教育費は、老朽化した宮崎海洋高等学校の実習船「進洋丸」の代わりとなる新船を建造する経費を計上しております。

続きまして、その右の列に議案第20号と書いてあります列を御覧ください。

上から3行目にあります衛生費は、国の補正予算案において創設された地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した国のワクチン・検査パッケージや、感染拡大時におけるPCR等検査を推進するための経費等を計上しております。

その2つ下の商工費は、県民県内旅行（ジモ

・ミヤ・タビ）キャンペーン事業に係る経費等を計上しております。

なお、減額となっておりますが、これは11月19日の国の経済対策の決定を受けまして、観光庁より、県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン事業の対象を隣県在住者等へ拡大するとともに、その財源として5月補正で予算措置しました、宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業からの国庫補助金の流用が認められたことに伴い、両事業の事業費を見直したことによる減となっております。

なお、さらにその右の隣の列に内数として増額分を記載しておりますが、議案第20号における増額分の事業費は、一番下の行の合計欄にありますとおり、全体で27億1,565万8,000円となっております。

5ページをお願いいたします。

総務部における11月補正予算案の課別集計表であります。

今回お願いしております、総務部の歳出予算補正額は一般会計の議案第1号のみで、表の補正額の計の欄にありますように1,220万8,000円の増額補正であります。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせた11月補正後の予算額は、一番下の段の右から3列目となりますが、2,422億6,028万5,000円となります。

予算案の概要につきましては、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは、以上であります。

○石田財政課長 常任委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

一般会計補正予算の歳入予算について御説明を申し上げたいと思います。

まず、(1) 総括でございますが、表の左から3列目、太枠内の議案第1号の欄をお願いいたします。

自主財源につきましては、繰入金が3億5,521万4,000円、中ほどより少し下の行でございます。依存財源につきましては、国庫支出金が36億8,893万7,000円、県債が13億2,450万円のいずれも増額となっております。

次に、同じ太枠内の議案第20号の欄をお願いいたします。

依存財源のみ、国庫支出金のみで19億6,697万8,000円の増額となっております。

これらの補正による歳入合計は、両議案合わせまして73億3,562万9,000円となっております。補正後の予算規模は、歳入合計の補正後の欄の一番下でございますとおり6,867億402万7,000円となります。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

(2) 歳入科目別の概要でございますが、左から3列目のまず議案第1号から御説明させていただきます。

初めに、繰入金3億5,521万4,000円についてでございます。まず、財政調整積立金からの繰入金につきましては、春季プロスポーツキャンプにおける感染症対策ですとか、観光客の県内周遊促進などの支援など、今回の補正に必要な県費を繰り入れるものでございまして、1億9,658万2,000円の増額となっております。このうち、コロナ対策に係る部分につきましては、今後、今年度のコロナ対策の執行残等を精査いたしまして、2月補正予算において地方創生臨時交付金に財源を振り替えていくことを今想定をしております。

その次の2つ目の県有施設維持整備基金からの繰入金についてであります。老朽化した宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の新船建造に係る事業費のうち、国庫補助と県債を除いた県費分を繰り入れるものでございまして、1億1,265万8,000円の増額となっております。

その次、3番目の地域医療介護総合確保基金からの繰入金につきましては、介護事業所等が実施する感染防止対策を支援するために必要となる額を繰り入れるものでございまして、4,597万4,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金36億8,893万7,000円の増額につきましては、まず、農林水産業費国庫負担金であります。台風14号で被災した宮崎市内海における緊急治山事業等に係る国庫負担分を受け入れるものでございまして、6億9,393万8,000円の増額となっております。

その次の民生費国庫補助金であります。生活福祉資金の特例貸付の延長等に伴うものでございまして、23億9,877万円の増額となっております。

その次の下の衛生費国庫補助金でございます。介護事業所等が実施する感染防止対策に伴うもので、3,064万9,000円の増額となっております。

その次の農林水産業費国庫補助金であります。農業における生産性向上に係る資機材の導入促進に伴うもので、1,111万3,000円の増額となっております。

その次の教育費国庫補助金であります。これも同じく進洋丸の新船建造に伴うもので5億5,446万7,000円の増額となっております。

次に、1つ下の列の県債13億2,450万円の増額でございます。国庫支出金で御説明申し上げました緊急治山事業ですとか進洋丸の新船建造

に係る地方負担分の財源といたしまして、県債を発行するものとなっております。

続きまして、議案第20号の分でございます。

上から2列目の国庫支出金でございますが、一番下の総務費国庫補助金が19億6,697万8,000円の増額となっております。国の令和3年度補正予算案の決定を踏まえまして、追加の補正分につきましては全額、地方創生臨時交付金を活用したいと考えております。

国のワクチン・検査パッケージなどPCR検査等の全県的な検査体制の構築を図るため、国の補正予算案において新たに創設をされました検査促進枠のほか、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの拡充等に必要となる財源を繰り入れるものとなっております。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○長谷川人事課長 人事課の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

人事課の補正額は、左から2列目にありますとおり、1,220万8,000円の増額補正をお願いしており、補正後の額は、右から3列目、50億5,461万6,000円となります。

補正予算の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

ICT活用による業務効率化推進事業であります。

まず、事業の目的・効果ですが、コロナ禍において出勤者数の削減を図りながら行政機能を維持できる体制を構築するため、地方公共団体情報システム機構が提供する自治体テレワークシステム for LGWANを利用することで、セキュリティー面や通信面でより優れたテレワ

ーク環境を新たに整備するものであります。

次に、事業概要であります。予算額は1,220万8,000円、財源は一般財源、事業期間は令和3年度の単年度であります。

事業内容は、システムを利用するための環境を整備するもので、テレワークで使用するパソコンを50台導入する経費や県庁用LGWAN接続回線の拡張に要する経費を計上しております。説明は以上であります。

○石田財政課長 委員会資料の10ページ目をお願いいたします。

議案第14号「当せん金付証券の発売」について御説明を申し上げたいと思います。

1、提案の理由でございますとおり、来年度、令和4年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

2にございますとおり、発売金額は100億円以内としておりまして、3に参考として書いてございますが、今年度の議決額と同額としております。

私からの説明は、以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課に係る議案について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

議案第1号関係の繰越明許費補正についてであります。

今年度予定しております県庁7号館の受変電設備改修工事につきまして、県庁舎BCP対策事業1億2,000万円の繰越しをお願いするものであります。

これは、昨年度繰越工事となりました県庁1号館、4号館、8号館の受変電設備改修工事、こちらを今年度前半にかけて実施する関係で、

7号館の工事については、今年度後半に実施する計画とし準備を進めてまいりましたが、9月に実施いたしました入札におきまして不落となりましたことから、再入札後の工事に要する日数等を考慮したことによるものでございます。

続きまして、常任委員会資料の12ページをお開きください。

議案第15号「宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について」であります。

本計画につきましては、6月の常任委員会で改訂素案をお示しさせていただきましたが、その後、パブリックコメント等の手続を経まして、今回改訂議案として提出させていただくものであります。

まず、1の変更の理由でございます。

本計画は、県が保有・管理する公共施設等の総合的・計画的な管理を実現するための基本的方針として議会から御承認をいただき、平成28年9月に策定したものであります。策定から5年を経過することから、個別施設計画の策定結果や公共施設等に求められる機能の変化などを踏まえ改訂を行うものであります。

2の対象となる公共施設等でございますが、県が保有・管理する全ての建物系施設及びインフラ施設でございます。

3の計画の期間は、令和3年度から22年度までの20年間でございます。

次の、4、計画の骨子と5の主な改訂内容、こちらにつきましては、この後のページに記載しております改訂案の概要により御説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、14ページを御覧ください。

まず、第1章、公共施設等の総合管理計画策定の目的等でございます。

ページの中段を御覧ください。

この計画の目的は、公共施設等の保有・運営・維持の最適化であり、それを実現するための取組が、その下に記載しております3本の基本方針でございます。

また、一番下に記載しております個別施設計画、こちらは総合管理計画を具体的にすすめていくための実施計画でございますが、昨年度末までに建物系施設8類型、インフラ施設30類型、合計38類型の計画を全て策定したところでございます。

次に、15ページを御覧ください。

第2章、公共施設等の現況及び将来の見通しでございます。

まず、施設の老朽化の状況でございますが、こちらには左側に建物系施設、右側にインフラ施設の経過年数の割合を、令和元年度末と、その20年後で比較したグラフを記載しておりますが、いずれも20年後には老朽化した施設の割合が急激に高まる見込みでございます。

次に、その下の施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みでございます。

これは、平成28年度から令和47年度までの50年間の経費の見込みについて、①にありますとおり長寿命化等の対策を行わずに単純更新、いわゆる法定耐用年数経過ごとに建て替えをした場合と、②長寿命化、予防保全といたしまして、下に書いております定期的な点検などにより劣化の状況を把握し、事前に故障や停止、事故等を防ぐ手法を用いまして長寿命化を行った場合を比較したグラフでございます。

御覧のとおり、長寿命化対策に取り組むことにより、6,563億円の費用低減効果があるとの試算結果を得ましたので、今回の改訂案に盛り込みました。

資料を1枚おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。

第3章、公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針でございます。

これは、総合管理計画の基本方針を体系図として記載したものでございます。

まずは、一番上にありますとおり計画を総合的かつ計画的に管理するための推進体制等を構築し、矢印でお示ししておりますとおり、建物系施設とインフラ施設に必要な対策を行い、これにより一番下に記載しております本計画の目的であります公共施設等の保有・運営・維持の最適化を目指すといった流れとなります。

この中で、先ほど中長期的な経費の見込みについて御説明いたしましたけれども、この試算を可能としたシステムが、ページ左側に書いております中段の(1)資産の一元管理、こちらに記載しております公共施設マネジメントシステムでございます。

また、今回の改訂案策定に併せて新たに追加した対策が、ページ右側の施設の老朽化対策の欄の(5)ユニバーサルデザイン化の推進と、その下の(6)温室効果ガス排出量の削減対策の推進でございます。

なお、6月の常任委員会で報告させていただいた際には、ゼロカーボン関係は明記しておりませんでした。その後の最終調整の段階で、「ゼロカーボン社会づくりへの取組もしっかりと明記すべきでは」との意見があり、改めて、国の2050年ゼロカーボン社会づくりを踏まえ、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画等に基づき取り組む旨を記載いたしました。

次に、17ページを御覧ください。

第4章、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針でございます。

このページは、建物系施設、インフラ施設ごとに、管理上の基本方針を表記したものでございます。

この中で、表の中ほどのユニバーサルデザイン化の推進、またその下の施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進、またその右側の維持管理に伴う工事実施時における環境配慮等が今回追加いたしましたユニバーサルデザインとゼロカーボン分の管理に関する基本方針でございます。

資料の13ページにお戻りください。

最後に、6のパブリックコメントの実施結果でございます。

7月1日から30日までの間、パブリックコメントを実施しましたところ2件の御意見をいただきました。御覧のとおり、いずれも施設配置、総量の最適化の観点から施設の統廃合に関する御意見でございました。

右側に御意見に対する県の考え方を記載しておりますけれども、これにつきましては、いずれも改訂案のほうに盛り込んだところであります。

なお、お手元に、改訂計画(案)の冊子をお配りしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○満留税務課長 議案第3号につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

議案第3号「宮崎県税条例等の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税法が改正され、国税における連結納税制度の見直しに併せた措置が講じられましたこと等から改正するもので

あります。

2の改正の内容であります。

(1) 宮崎県税条例について、アからエまでの4点ございます。

まず、ア、国税における連結納税制度の見直しに伴う改正につきましては、令和2年6月に公布された所得税法等の一部を改正する法律において国税における連結納税制度が見直され、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度に移行することに伴い、法人二税関係の規定を改正するものであります。

概要につきまして、右ページを御覧ください。

連結納税制度は、企業グループを一体と見て、親法人とその親法人による完全支配関係がある子法人の損益通算等を行う制度で、平成14年度に導入されたものであります。

下の図のうち国税として点線で囲んである部分を御覧ください。

今回のグループ通算制度への移行では、グループ内において損益通算や法人税額の調整を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、連結納税制度ではグループで取りまとめて行っておりました申告・納税につきまして、グループ通算制度では親法人、子法人のそれぞれが行う個別申告方式に移行することとなります。

その下、地方税の囲みの左側、連結納税制度に係る部分を御覧ください。

地方税では、もともと連結納税制度を採用しておらず、連結グループ全体で申告・納税を行った税額を個別帰属法人税額としてグループ内の各法人に分配し、さらに損益通算等の影響を受ける前のものとなるよう調整した上で、各法人が申告・納税を行う仕組みとなっております。

右側、グループ通算制度に係る部分を御覧ください。

国税の個別申告方式への移行に伴って、個別帰属法人税額に係る規定が削除されましたが、損益通算等の影響を受けないという現行の枠組みを維持しており、グループ通算制度の下でも引き続き影響を受ける前のものとなるよう調整した上で、各法人が申告・納税することとなっております。

左のページにお戻りください。

(1) 宮崎県税条例のイ、地方法人特別税の廃止に伴う改正についてであります。

地方法人特別税が令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されましたことから、関係規定の削除を行うものであります。

次のウ、電気事業法の改正に伴う改正につきましては、令和2年6月の改正により、配電事業及び特定卸供給事業が新たな事業分類として創設されましたことから、法人事業税に係る事業分類の追加を行うものであります。

エ、電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正につきましては、令和3年度税制改正におきまして、手続の簡素化等の観点から、地方税関係帳簿の電磁的記録に係る道府県知事の承認制度が廃止されましたことから、引用条項の削除を行うものであります。

続きまして、(2) 宮崎県産業廃棄物税条例につきましては、宮崎県税条例と同じく、電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正であります。

また、(3) 宮崎県森林環境税条例につきましても、宮崎県税条例と同じく、国税における連結納税制度の見直しに伴い法人県民税に係る規定の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日ですが、国税における連結納税制度の見直しに伴う改正及び電気事業法の改正に伴う改正につきましては令和4年4月1日から、地方法人特別税の廃止に伴う改正

につきましては公布の日から、電子帳簿等保存制度の見直しに伴う改正につきましては年明けの令和4年1月1日から、それぞれ施行することとしております。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○図師委員 15ページです。公共施設の総合管理計画の概要の下のほうなんですけれども、理解はできていると思うんですが、施設の長寿命化に関して、それを取り入れた場合と取り入れなかった場合で、費用の低減効果がこれぐらいあるという資料は一応理解はできるんですが、この長寿命化に関して、そのときは長寿命化が図られたとしても永続的な長寿命化にはならないので、最終的にはやはり抜本的な改修なり取壊し整備というのが発生してきます。

いろんな施設系やインフラ系によっては、まちまちだと思うんですが、目先では費用の低減化の効果はあったにしても、将来的には結局プラスマイナスゼロになるんじゃないか。もっと言うと、この長寿命化で手を加えた分、処理費がまたかさんでしまったりとか、そういうものが出てこないのか。

単なる施設の管理をする上で、その改修するスパンを少しずつ長くしていくことがやっぱり目的なのかなとも思うんですが、どのように理解したらよいものでしょうか。

○鹿島財産総合管理課長 長寿命化の対策を行った場合、これだけの費用低減効果が出たわけなんですけれども、こちらにつきましてはまずは点検を、診断をしていくということが前提になって初めて達成できるかと思っております。

今、耐用年数が当然あるんですけれども、その耐用年数を超えても安全性とかを点検等で

しっかりと確認できれば、比較的まだ使えるという状態の設備もございますので、そういったものを長く使っていこうということ。

あと、こちらにつきましては令和元年度末でのインフラとか建物、施設を基準につくっております。今後利用率とかも含めて、既にもう役目を終えたような施設については廃止なり、売却を進めていくこととなりますので、そういった施設の総体的な業務も今後減ってくるかと思っております。トータル的に考えて、今こういった unnecessary 維持管理費が削減していくという意味合いで、この資料をつくったところでございます。

○図師委員 理解はできているところなんです。今の答弁ですと、やはり今後はもう長寿命化もせず、廃止も含めた形の計画になっていくんだろうとは理解できました。

特にここで20年後、既に90%、99%を超えるほどの老朽化が明らかな部分というのは、もう既に今言われた耐震なり、点検というのも作業が始まっておろうかと思うんですが、特に職員宿舎なり今後リモートが進むに当たって必要なくなる部分もあるでしょうし、実は地元の県営住宅がもう既に朽ち果てているところがあったりして、こんなものはもう入居者もないということで速やかに撤去されたらいいと思うんですが、整備するもの、長寿命化するもの、そしてなくすものというようなところで、また分かりやすい計画が出てくるといいなと思いました。

○井上委員 人事課にお尋ねしたいんですけれども、ICT活用による業務効率化推進事業のことで、これはコロナ禍において出勤者数の削減を図りながら行政機能を維持できる体制を構築すると。これはいろんな意味で、これから県庁の中で何をテレワークするのかとか、ICT

の活用をどんなふうに図っていくのかとかいうのは、これからだろうと思うんですけども、今回はL G W A Nの拡張をされているけれども、今後これは見直さなければならぬというようなどころというのが、まだまだいっぱいあるというふうに理解していいんですか。どのぐらい予想されるんですか。

○渡邊行政改革推進室長 今回の補正でお願いいたしますのが、この地方公共団体情報システム機構——J—L I Sとありますが、こちらのシステムを使うものです。このシステムは昨年度からの実証実験が始まって新しいものでありまして、職員が自宅のパソコンを使うことを前提にして、地方自治体向けに開発されたテレワークでございます。

これによりますと、いわゆるコストの削減ができますし、この地方公共団体情報システム機構はL G W A Nとかマイナンバーとかやっているところでございますので大変セキュリティーが高く、これまで自宅のパソコン、職員のパソコンを使うという発想がなかったんですけども、それができるようになったということが大きいところでございます。

それに伴いまして、今後テレワークのパソコンとかいうものは総合的に考えていく必要があると思っておりますが、今後はいわゆる電子申請とかその辺りがどこまで進むのか、文書の電子システムとかがどこまで進むのか、その辺りを見てから具体的に整備していくところがあると思っておりますけれども、当面はこのシステムを使うことで大変経済的に必要なテレワークができると思っております。

○西村委員長 ほかにありますか。

○田口委員 勉強のために教えてください。10ページの宝くじのところですか。本県発売金額

を100億でということなんですけど、今年度も100億円以内と。ちなみに令和2年度も多分100億ぐらいだと思んですけど、実際はどれぐらい売れたんですか。

○石田財政課長 少々お待ちいただけますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

お待たせしました。令和2年度宮崎県内での宝くじの販売実績額でございますが73億1,000万円という状況でございます。

○田口委員 すいません、先ほど一緒に言えばよかったですけれど、それはコロナになって少しは影響が出ているんですか。

○石田財政課長 その前の年の令和元年度の県内の販売実績額が68億6,000万円ぐらい。その前々年度、平成30年度の県内販売実績が67億4,000万円程度ということでございますので、コロナ禍というのを主要な要因とするかどうかは別としまして、平成30年、それから令和元年度に比べて令和2年度の売上げが伸びているという事実はあるようでございます。

○田口委員 ちなみに、これは売上げの地元に戻元というのか何というのか分かりませんが、それはどの程度ですか。

○石田財政課長 少々お待ちいただけますでしょうか。

お待たせしました。令和2年度の県内販売実績額、今73億ぐらいと申し上げました。そのうち本県の収益金として還元される分というのか、それが大体26億9,000万ということになっております。こういった点からもできるだけ県内で宝くじを買っていただきたいということで呼びかけているところでございます。

○田口委員 今、ちなみに井上委員からちょっと知恵をつけていただいたんですけど、今年は10億になっているからもっと売れているぞという

話だったんですが、今時点は分かるんですか。

○石田財政課長 今、年末ジャンボ発売中ではありますが、滑り出しは悪くないというふうに聞いております。また24日までですか、発売日、それに向けてしっかり販売促進を図っていきたいと思っておりますし、年間を通じてもそれほどへこぼりというか、販売が悪いというところは今のところ聞いておりません。しっかり市町村とも連携をして、より強化していく必要があるかなとは思っております。

○西村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願の取扱いについて、請願の審査に移りたいと思います。

請願第11号について、執行部からの説明はありますか。

○満留税務課長 特にございません。

○西村委員長 委員からの質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、請願第12号について、執行部からの説明はありますか。

○川畑市町村課長 特にございません。

○西村委員長 それでは、委員からの質疑はございますか。特段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。10分程度休憩したいと思います。

午後1時41分休憩

午後1時47分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山会計管理局长 会計管理局でございます、よろしくをお願いいたします。

本日、御審議頂きます議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）」につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

会計管理局における11月補正予算の総括表でございます。

今回の補正ですが、表の一番上の段、会計管理局の左から2列目、補正額の欄にありますように858万円の増額をお願いしております。

これは物品管理調達課において物品調達システムの改修を行うための補正であり、この結果、会計管理局の補正後の額は、右から3列目のとおり9億8,814万4,000円となります。

なお、詳細につきましては物品管理調達課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○小田物品管理調達課長 物品管理調達課でございます。物品調達システム効率化推進事業につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

1ページをお開きください。

1の事業目的・背景であります。現在、物品調達システムで使用しているインターネットソフトウェア、マイクロソフト社インターネッ

ト・エクスプローラーの保守サポートが令和4年6月で終了することから、業務に支障を来さないよう、新たなソフトウェアへの対応を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は858万円で全額一般財源となっております。

事業内容であります。システムを継続して利用できるよう、新たなソフトウェア、マイクロソフト社のエッジへ移行するためのシステム改修を令和3年度中に行うこととしております。

3の事業の効果といたしましては、システムのセキュリティを維持できるとともに、システムを利用した県、物品事業者双方の効率的な事務作業が引き続き確保されるものと考えております。

参考としてシステムの概要を記載しております。

対象物品につきましては、発注予定価格が160万円以下、印刷物については250万円以下となる随意契約の物品で、対象事業者は、県内に本店または支店・営業所を有し、本県の競争入札参加資格者名簿に登録された事業者となっており、県では物品管理調達課、各県税・総務事務所などが利用しております。

下のイメージ図にありますとおり、このシステムは、見積依頼から落札業者決定までの県、事業者双方の一連の手続をインターネット上で行うものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。

○図師委員 今のシステムの概要の説明のところで出てきたんですが、対象物品で発注予定額が160万、印刷物が250万以下の随意契約の物品

がこのシステム上でやり取りをされているということなんですが、年間何件ぐらいで総額何億ぐらいになっているのか、分かれば教えてください。

○小田物品管理調達課長 物品調達システムについてということでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 県全体で言いますと、令和2年度病院局、企業局を除いた物品——物品と言いますのは、いわゆる消耗品、備品、印刷製本費などがございますけれども——これは件数として4万5,000件、金額では約40億円が県全体としてございました。そのうち物品調達システムを利用しているのは、約3割程度になると思います。

そして、件数と金額等につきましてですけれども、物品調達課を含め先ほどの資料に記載がありましたとおり、その対象数において物品管理調達システム等を使いながらやっているわけですけれども、年間総計で1万4,000件、28億円となっておりますが、そのうち入札が160万以上でございますから、それを除きますと大体金額件数で1万2,000件程度、金額で10億円程度になるかというふうに考えております。

○図師委員 分かりました。このシステムがあるがゆえに、今いわゆる1,200件、10億円程度の業務の効率化が図られているというような捉え方でよろしいんですか。

○小田物品管理調達課長 件数で大体1万2,000件、金額で10億円程度ということで、システムによりまして効率化を図られております。

また、事業者様にとりまして、今まではファクスだとそういったものを利用していたところが、今は電子一括で見積り依頼から決定の通知までを閲覧することができるということで、効率化も図られていると考えております。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですが、その他で何かありませんか。特段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時57分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日、行いたいと思います。開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないので、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時58分散会

令和3年12月8日(水曜日)

午後1時0分休憩

出席委員(7人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		凶師	博規

欠席委員(1人)

委員		外山	衛
----	--	----	---

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	増本	雄一
議事課	主事	山本	聡

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をいただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決を行います。

議案第1号、第3号、第9号から第11号、14号、第15号及び第20号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第9号から11号、第14号、第15号及び第20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

初めに、請願第9号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 継続という声が出ました。ここでお諮りしたいと思ひますが、請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数。よって、請願第9号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、請願第10号であります。この請願の取扱いも含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時2分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

請願第10号につきましては採決との御意見が出たので、お諮りいたします。この請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第10号の賛否をお諮りいたします。請願第10号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員挙手。よって、請願第10号は採択することに決定をいたしました。

ただいま請願第10号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。意見書案を書記に配付させます。

〔意見書案配付〕

○西村委員長 御一読をお願いいたします。

この意見書案につきまして、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、意見書案のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのように決定をいたします。

続きまして、請願第11号についてであります。この請願の取扱いを含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時5分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りをいたします。請願第11号につきまして採決の意見がございましたので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第11号の賛否をお諮りいたします。採択すべきものとすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手なし。よって、請願第11号は不採択とすることに決定をいたしました。

最後に、請願第12号についてであります。この請願の取扱いを含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第12号につきまして採決の意見がございましたので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、賛否をお諮りいたします。請願第12号について採択すべきものとするについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員。よって、請願第12号は採択すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることいたします。

次に、1月20日に予定されております閉会中

の委員会について御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

1月20日の閉会中の委員会につきましては、今話があったとおり、コロナ関連の感染拡大の状況を踏まえた内容で御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時9分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢